

# 防府市地域包括支援センター運営協議会設置要綱

平成 17 年 10 月 20 日制定

## (目的)

第 1 条 介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 6 第 1 号ロ（2）の規定に基づき、防府市地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置し、運営協議会の意見を踏まえて、地域包括支援センター（介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 46 第 1 項に規定する地域包括支援センターをいう。以下「センター」という。）の適切、公正かつ中立な運営を確保することを目的とする。

## (所掌事務)

第 2 条 運営協議会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。ただし、公募の手続きにより決定した委員は、次に掲げる事項のうち行政処分その他これに類する事項に関する審議等を除いた事項とする。

- (1) センターの設置等に関する事項の承認に関すること。
- (2) センターの運営に関すること。
- (3) センターの職員の確保に関すること。
- (4) その他地域包括ケアに関すること。

## (組織)

第 3 条 運営協議会は、防府市高齢者保健福祉推進会議の委員とする。

## (会長)

第 4 条 運営協議会の会長は、防府市高齢者保健福祉推進会議の会長とする。

- 2 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

## (運営)

第 5 条 運営協議会は、会長が招集する。

- 2 運営協議会の議長は、会長をもって充てる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席又は資料等の提出を求めることができる。

## (任期)

第 6 条 委員の任期は、防府市高齢者保健福祉推進会議の委員の任期とする。

ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残存期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(庶務)

第7条 運営協議会の庶務は、健康福祉部高齢福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。